

事務所だより

第126号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

事業所調査による適用の適正化対策

日本年金機構令和二年度計画(案)より

一月二十四日に開催された第四十七回社会保険審議会年金事業管理部会では、「日本年金機構令和二年度計画(案)新旧対照表」が示され、令和二年度からの四年間で未適用事業所の解消に集中的に取り組みとされています。概要は次のとおりです。

【適用調査対象事業所の適用計画】

- ・令和二年度行動計画策定時に、すでに五人以上または家族以外の従業員を雇用していることが判明している法人事業所事業所については、事業主への接触が困難な事業所を含め令和三年度末までの適用を目指す。
- ・関係団体等と連携し、制度周知・適用勧奨に重点的に取り組む。

り組む。

- ・加入勧奨等によっても事業主から応答がない等の実態確認が必要な法人事業所については、令和三年度末までに訪問等による実態確認を行い、令和五年度末までの適用を目指す。

【効果的な適用促進対策の実施】

- ・国税源泉徴収義務者情報および雇用保険被保険者情報の活用。
- ・事業主への接触が困難な事業所への加入指導・立入検査の強化のための手順見直し。
- ・立入検査の結果に応じた職権適用の実施。
- ・一定以上の所得があり、未納がある国民年金被保険者等への就労状況調査を実施し、

Q 今年4月に転職予定です。現在、子供が海外留学中ですが、健康保険の扶養家族と認定してもらえますか。

海外居住の被扶養者認定

A 昨年成立した健康保険法等の一部改正法では、健康保険の被扶養者および国民年金第3号被保険者の要件に国内居住要件が追加されました。例外的に、海外居住の方で被扶養者に認定されるケースとして次の(1)～(5)があります。

今年4月1日以降に例外に該当する場合は、届に例外に該当する旨の記載を行って届出することとなり、その記載欄が設けられる予定です。

- (1) 外国において留学をする学生
- (2) 外国に赴任する被保険者に同行する者
- (3) 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- (4) 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、(2)と同等と認められるもの
- (5) (1)から(4)までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

認定を受ける場合は、次のような書類を添付します。

- (1)の場合は、査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
- (2)の場合は、査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
- (3)の場合は、査証(ビザ)、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
- (4)の場合は、出生や婚姻等を証明する書類等の写し
- (5)の場合は、個別に判断されます。

なお、書類等が外国語で作成されているときは、その書類に翻訳者の署名がある日本語の翻訳文も添付します。

調査結果に基づき、厚生年金保険の適用の可能性がある者について、勤務先事業所への加入指導を実施し、適用に結び付ける。

- ・加入指導及び立入検査に従わない悪質な事業所については、告発も視野に入れた対応を検討する。

- ・事業主への接触が困難な事業所への加入指導および立入検査の取組み強化のため、全

国の困難性の高い事業を取り扱う専門組織を設置する。なお、対象事業所は、次のように示されています。

- ・雇用保険被保険者情報により未加入者がいると見込まれる事業所
- ・短時間労働者を多く使用している事業所
- ・算定基礎届や賞与支払届が未提出の事業所
- ・これまでの事業所調査にお

いて指摘の多い事業所

- ・一定期間以上の遡及または大幅な報酬変更等の届出をした事業所
- ・一定以上の所得があり未納がある国民年金被保険者等への就労状況調査の結果から、適用の可能性がある者が勤務する事業所
- ・未適用の外国人就労者を使用する事業所

職安法改正による求人不受理

平成二十九（二〇一七）年三月三十一日に職業安定法の一部改正を含む雇用保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成二十九（二〇一七）年四月、平成三〇（二〇一八）年一月、令和二（二〇二〇）年三月の三段階で施行されることとなっています。今回は、令和二年三月施行予定の改正内容を確認していきます。

★改正の概要

職業安定法の改正と施行日は、次のとおりです。

- （一）①ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする。
《公布から三年以内施行》
- ②職業紹介事業者に紹介実績等の情報提供を義務付ける。
《平成三〇年一月一日施行》
- ③ハローワークでも、職業紹介事業者に関する情報を提供する。
《平成三〇年四月一日施行》

求人者について、虚偽の求人申込みを罰則の対象とする。また、勧告（従わない場合は公表）など指導監督の規定を整備する。

《平成三〇年一月一日施行》

（二）募集情報等提供事業（求人情報サイト、求人情報誌等）について、募集情報の適正化等のために講ずべき措置を指針（大臣告示）で定めることとする。同時に、指導監督の規定を整備する。

《平成三〇年一月一日施行》

（四）求人者・募集者について、採用時の条件があらかじめ示した条件と異なる場合等に、その内容を求職者に明示することを義務付ける。

《平成三〇年一月一日施行》

このうち、（一）の施行日が『公布から三年以内』ですが、令和二年三月三〇日に施行されることになりました。

★今回の改正点

ハローワークは、求人内容が違法な場合等を除き、すべて

ての求人を受ける義務がありますが、一定の労働関係法令違反の求人者や暴力団員等による求人者を受けないことができるようになります。また、職業紹介事業者等においても、ハローワークと同様に、受理しないことができることとされます。

★不受理の対象は

不受理の対象とする違反の程度は、次のとおりです。

ア. 労働基準法および最低賃金法のうち、賃金や労働時間等に関する規定

① 過去一年間に二回以上同一条項の違反については正指導を受けている場合

② 対象条項違反により送検され、公表された場合

③ その他、労働者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合（社会的影響が大きいケースとして公表された場合等）

イ. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児介護休業法に関する規定法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合

不受理の期間は、ア. ①とア. ③とイ. が法違反が是正されるまでの期間+是正後六

カ月経過するまでとなります。ア. ②が送検後一年間（その時点では是正後六カ月を経過していないときは、是正後六カ月時点まで延長）となります。

なお、すでに一定の労働関係法令違反があった事業所の新卒求人者一定期間受け付けない「求人不受理」を行われています。

二月の労務手続
「提出先・納付先」

一〇日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
「郵便局または銀行」

十七日から三月十六日まで
○所得税の確定申告受付
「税務署」

三月二日
○じん肺健康管理実施状況報

告の提出 「労働基準監督署」
○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」



編集後記

今年は、平年と比べて暖か
で過ごしやすいたったの
ですが、いわゆる『日本列島
の四季』が少しずつ失われて
いる気がします。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com